

大原社会問題研究所編

日本労働年鑑

第3集／1922年版

(覆刻版)

法政大学出版社

(本覆刻は写真製版による。原本は菊判であるがA 5判に縮小した。)

日本勞働年鑑

(年壹拾正大)

大原社會問題研究所

緒言——大正十年大觀

前年四月の恐慌以來、經濟界は一時全く混亂に陥つたが、秋に入りてより早くも之が整理恢復の爲めの方策の講ぜらるゝのを見たのであつた。政府は特殊銀行をして事業救済資金の融通に急がしめたが、同時に重要産業の當業者は生産制限を企て供給數量の減少に専らであつた。更に卸賣商小賣商等はそれぞれ大小の「カルテル」を組織し協定價格以下の賣止めを圖つた。

斯くして大正十年は整理期として迎へられたが、商品價格の下落が有ゆる方策を以て阻止せられ、加之通貨收縮の緩慢、金輸出禁止、高率なる關稅は依然として物價低落の障害となつて居たから、我國は今や世界に於ける最も生活難の國となつた。大正十年の社會問題の諸相は斯かる物價騰貴の持續と、賃銀の低下、失業の脅威とが働き合つて、痛切な影を烙印して來たのである。勿論、物價騰貴持續の趨勞を阻止しようとする試みが多少なりと企てられぬではなかつた。就中東京府の小賣商暴利取締、及び各都市に設置せられ普及せられて來た公設市場の二者を注目すべき試みとして擧げることを得る。然れ共前者は小賣商の組合中最も暴利を貪るものとされた砂糖商、牛乳商、白米小賣商、酒醬油商等の同業組合に對し、組合の協定價格規約の廢棄を命令したるに過ぎず、後者は消費組合の如き自助的運動の猶ほ遲緩なる今日に於て、之に代るべき唯一のものと做すべきであらうが、市町會が小賣商の勢力の支配を免がれず、公吏が其鼻息を覗ふ現狀に於ては、當初豫期された効果を見るを得な

かつた。而して之を外にしては物價調節の輿論のみ徒らに大にして何等實際の方策の講ぜらるゝのを見なかつた。要するに物價は生産の當業者及び商人の意圖のまゝに放置せらるゝ有様であつた。

然るに他方、恐慌後の整理期に入つた事業界は、縮少、合同、解散等に依つて前年既に多數の失業者を出したが、本年に入つては更に夥しき傭使用者の解雇を見ざるを得なかつた。殊に歳末に於ける華府會議の成行きは一層其脅威を大ならしめた。加之引續く入超に對し輸出を振興せしめん爲めに生産費の節減——賃銀の低下が計劃せられたから、賃銀労働者の生活は不安と窮乏のどん底へと沈んで行くかに觀えた。然しそれは獨り労働者のみではなかつた、俸給に依つて生活せる下級官公吏、會社員學校教員等準労働者の生活もこれに追隨して行つた。

無産者の生活の斯くの如き窮迫は社會運動の諸相にも、思想の傾向にも直ちに反影せざるを得なかつた。労働運動に就て之を見るも、前年來に比して戰鬪的勇氣が深刻に普遍的に示されて來た。年初東京の足立鐵工所に起つた工場破壊は此傾向を象徴せるものゝ如くに觀えたが、其後隨時隨所流血の慘事は演ぜられ、官憲の極端なる壓迫に激發された場合が屢々であつたにしても、衝突格闘、檢束、入獄は尋常茶飯事なるかの如く思はるゝに到つた。而して足尾、大電、藤永田、川崎、三菱、石川島横濱船渠等の如き大爭議が組織的に且つ明瞭な鬪争意識を以て行はれた。

斯かる間に労働運動の福音や社會主義の主張は、眼覺しい勢を以て工場に陋屋に、労働者の群へ宣傳せられて行つた。労働者の智識欲は、其生活窮迫の解決を發見すべく眞劍に追求せられて行つた。

労働者團結の傾向は漸く普及し、労働組合は少數の優越者の指導を離れ、多數者の意志の上に其基礎を置かんとする趨勢が看取せらるゝに到つた。社會主義運動は前半期に於て花々しき外觀を呈した社會主義同盟を中心とする運動を見たが、後半期に於ては之に反し陰性を帯びて來た。それは當局の取締寛嚴の度に應じたものであらうが、圖書、小冊子、定期刊行物の發行、宣傳ビラの撒布等により主義の宣傳は不斷に行はれ、遂に當局をして社會主義鎮壓令的法制の制定を急がしむるに到つた。

然し乍ら此年に於て注目すべきは小作人の運動である。小作爭議は今年に始まつた現象ではないがその運動が組織的となり、所謂近代的社會運動の態様を備へ來つた點に於て特筆すべきである。其數に於ても前年度の三百四十三件に比し、一千二百五十四件を算したが、結實期に於ける水害雹害等に因る米の大減收が其主要直接の原因であつた。

斯く生活は急迫し、運動は眞劍味を帯びて來たから、從來試みられた所謂福利増進の施設は、その當然の限界を露出し、温情主義の正體は白日の下に曝されねばならなかつた。例へば労働爭議の結果設置せられた工場委員會制度の機能に就ても曖昧な解釋は許されなくなつて來た。而して傭主に於ける温情主義的傾向が幻滅に了るや却つて禍根はそこに萌芽せるかに思はれた。

大正十年の社會運動は、昂騰せる物價と失業賃銀低減との板挿みになつた無産者の苦闘としての姿を濃厚に現はして來たと云つてよからう。而して之に對する政府、公共團體等の對策——社會政策は政情が然らしめて居るとは云へ随分不活潑な無爲なものであつた。職業紹介法、借家法、住宅組合法

等の社会政策的立法が制定せられたが、失業難や住宅難がこれ等に依つて解決せられようとも考へられぬ。物價の調節に就ては前述の如くであるが、兎角一時脱れの施設に急にして、階級対立の意識の次第に濃度を増し行くを抽手傍觀せざるを得ぬ有様であつた。治安警察法の撤廢、労働組合法、社会保険の制定等も將來の問題として未解決のまゝ残され、労働爭議に對する政策は不干涉と壓迫との間を彷徨する觀があつた。

斯くして大正十年は多くの懸案を將來に委して逝つたのであるが、恐慌が捲き起した渦が、有ゆる社会層を攪亂し、社会問題が日本に於て現實の問題として提起せられた年として、大正九、十年は記憶さるべきであらう。本年鑑はこれ等の事實の記録を忠實に試みたものである。

最後に本年鑑編纂に當り多くの資料と便宜とを與へられた公私の各團體並に各位に對し厚く謝意を表する。

大正十一年三月

凡 例

一、本會に掲げた記事は多くは全國の主なる新聞雜誌、各労働團體の報告、各官廳公私團體の調査に據つて本所に於て取捨按排したものであるが、本所の直接調査した所に據るものもある。

一、前年版に比し新たに、人口問題、少年労働問題、産業組合、政治一斑の四編を挿入し、普選運動一斑は政治一斑の編に合せ、労働問題に關する調査及其機關の編を削除した。

日本労働年鑑目次

第一編 労働組合

概説

第一 統計

- 1 労働團體府縣別表
- 2 労働團體府縣別表

第二 注目すべき組合の成立及解散

- 1 機関車乗務員會の瓦解
- 2 大阪機械労働組合の創立
- 3 日本労働聯盟の成立
- 4 關東労働同盟會の成立
- 5 芝浦労働組合の成立

第二編 労働運動

概説

記述

- 1 労働組合に歸れ
- 2 五月祭
- 3 労働組合同盟會の分裂
- 4 東京聯合會大會
- 5 排指導者論
- 6 關西労働同盟會臨時大會
- 7 友愛會大會
- 8 官業労働總同盟臨時大會

第三編 労働爭議

概説

第一 統計

第二 主要なる爭議の記録

- 1 足立製作所破壊事件
- 2 日鐵と園池の爭議
- 3 足尾銅山罷業
- 4 足尾爭議の紋波
- 5 大電爭議
- 6 藤永田爭議
- 7 川崎三菱の爭議(一)
- 8 川崎三菱の爭議(二)
- イ 工場管理の宣言
- ロ 青櫛隊との格闘
- ハ 拔劍問題
- ニ 行商隊

第四編 労働者状態

第一 統計

- 1 諸官廳直轄工場累年職工數及賃銀
- 2 諸官廳直轄工場所管別職工數及賃銀
- 3 私營工場累年職工數及賃銀
- 4 私營工場業態別累年職工數
- 5 私營工場府縣別業態別職工數
- 6 各種賃銀指數
- 7 最近十八年間の紡績職工數及平均賃銀

第二 労働時間問題

概説

一、造船及機械工業に於ける時間短縮

- 川崎造船所の八時間制實施
- 横須賀海軍工廠の夜業全廢
- 砲兵工廠の時間短縮
- 木下鐵工所の六時間制
- 浦賀船渠會社の九時間制
- 二、紡績業に於ける夜業廢止
- 佐賀紡績の夜業廢止
- 合同紡績の夜業廢止試驗
- 三、労働時間調査及公休日日の統一
- 兵庫縣西宮町在工場の労働時間
- 静岡縣の公休日統一計畫
- 和歌山縣の公休日統一

第三 労働賃銀

- 概説
- 六工業中心地の賃銀(十月現在)
- 最近三年間の大阪の賃銀
- 最近四年間の神戸の賃銀
- 最近九年間の福岡の賃銀
- 九州地方の鐵工賃銀
- 專賣局職工の賃銀
- 日英米三國船員給料比較
- 普通船員の俸給
- 鐵道從業員の月給制度
- 八幡製鐵所の割増制度改正
- 久留米耕工賃標準查定制度
- 第四 繰業短縮解除期に於ける本邦紡績職工状態

第五 商業使用人週休問題……………一〇四

序説……………一〇四

(イ)商業使用人週休問題に関する全国商業會議所の答申……………一〇五

(ロ)商業使用人週休運動……………一〇六

第六 大正九年度全国鑛山労働者概況八

第七 林業労働者概況……………一〇七

第八 漁業労働者概況……………一〇七

第九 職工災害……………一〇一

大正九年度京都府工場災害數……………一〇一

大正九年度兵庫縣工場災害數……………一〇一

八幡製鐵所の職工災害調査……………一〇一

工夫の災害……………一〇三

炭坑に於ける災害……………一〇三

工場災害に関する新判例……………一〇三

第十 大正九年中に於ける工場違反

状態……………一〇三

第五編 失業問題……………一〇五

序 語……………一〇五

第一 失業状態……………一〇五

一、工場労働者の失業状態……………一〇五

(1)一般概況……………一〇五

(2)軍備縮小と失業問題……………一〇二

二、工場労働者以外の失業状態……………一〇三

(1)一般概況……………一〇三

(2)鑛山労働者の失業状態……………一〇五

(3)交通労働者其他の失業状態……………一〇六

第二 失業者運動……………一〇六

第三 失業対策……………一〇七

第六編 福利増進施設……………一〇一

序 語……………一〇一

第一 共済組合……………一〇二

(一)民業に於ける共済組合……………一〇二

(二)官業に於ける共済組合……………一〇六

(三)屋外労働者の共済組合……………一〇三

第二 娛樂慰安設備……………一〇三

1 吳海軍工廠職工俱樂部……………一〇三

2 三越の俱樂部……………一〇四

3 八幡製鐵所職工俱樂部……………一〇四

第三 保健設備……………一〇四

1 大阪遞信局の實費診療所……………一〇四

2 鐘ヶ淵紡績會社の保養院増築……………一〇四

3 鐵道病院及び同療養所の増設……………一〇四

4 八幡製鐵所病院増築……………一〇五

第四 工場寄宿舎……………一〇五

第七編 社會保險……………一〇七

第一 社會保險……………一〇七

概説……………一〇七

1 憲政會の失業保險案……………一〇七

2 労働保險調査會の設置……………一〇七

3 健康保險法案……………一〇九

4 簡保引上問題……………一〇四

5 簡易生命保險事業概況……………一〇四

第二 職工貯蓄……………一〇四

1 工場貯蓄狀況一斑……………一〇四

2 郵便貯金……………一〇四

3 労働賃銀と郵便貯金……………一〇五

4 米價と郵便貯金……………一〇五

5 各府縣に於ける職工貯蓄調……………一〇五

第八編 労働者教育問題……………一〇五

第一 本年度労働者教育施設……………一〇五

一、國家及公團體の施設……………一〇五

1 文部省……………一〇五

工業學校規程の改正……………一〇五

職業學校規程の制定……………一〇五

農業學校規程の改正……………一〇五

實業學校併置規程の制定……………一〇五

商業學校規程の改正……………一〇五

實業補習教育主事新設……………一〇六

視學官會議の補習教育協議……………一〇六

實業補習教育夏季講習會……………一〇六

實業補習學校數……………一〇六

2 其他の官廳……………一〇六

遞信講習所設置……………一〇六

東京中央電話局交換手女學校……………一〇六

鐵道省濱松工場の職工講習所……………一〇六

吳海軍工廠の勞務者講習會……………一〇六

3 公共團體……………一〇六

鹿兒島縣立工業學校の職工夜學校開校 一三三
濱松工業試験場の染織職工養成講習會 一三三
一、私人又は私團體の施設 一三三
1 私人 一三三
有馬賴寧氏の労働者教育事業 一三三
中央労働學院開校 一三三
2 私設會社 一三三
富士瓦斯紡績會社の富士女學校開設 一三三
東洋紡績津分工場の教育施設 一三三
日絹布株式會社の職工教育施設 一三三
3 私團體 一三三
労働團體の東西労働講座 一三三
イ 友愛會東京聯合會の講習會 一三三
ロ 關西労働組合聯合會の労働講座 一三三
ハ 神戸聯合會の労働講座 一三三
協調會の労働者講習會 一三三
協調會の社會政策短期講習會 一三三
協調會の第三回社會政策講習會 一三三
労働者教育協會の日本労働學校創立 一三三
労働者教育協會の横濱地方講座 一三三
大原社會問題研究所の讀書會 一三三
月島労働講習會 一三三
第二一 最近労働者の教育程度 一三三
中央工業労働紹介所紹介労働者教育程度 一三三
山口縣に於ける職工の教育程度 一三三
香川縣に於ける職工の教育程度 一三三
第九編 社會主義運動 一三三

概説 一三三
一月 一三三
社會主義同盟の新陣容 一三三
社會主義同盟會員の公判 一三三
社會主義同盟主催の新年宴會 一三三
大阪の社會主義者四名突如檢舉さる 一三三
文化運動擁護聯盟の成立 一三三
「労働運動社」の復活と「社會主義研究」の刷新 一三三
二月 一三三
社會主義者、賀川氏の宣傳演説を妨害す 一三三
第一回借家人同盟大會 一三三
沖繩の社會主義者團體庶民會成立す 一三三
三月 一三三
第二回借家人同盟大會 一三三
大杉榮氏の退院 一三三
四月 一三三
高尾平兵衛氏等足尾に於て捕はる 一三三
雜誌「労働者」の出現 一三三
社會主義左派の足尾罷業報告大演説會妨害 一三三
五月 一三三
赤瀾會の誕生とメーデーに於ける其活動 一三三
労働祭と社會主義運動 一三三
社會主義同盟第二回大會 一三三

大電労働爭議と社會主義者の檢束 一三三
極度の壓迫を蒙りし借家人同盟大會 一三三
週刊新聞「大衆運動」の創刊 一三三
熊谷町に於ける社會主義講演會と朔風會の組織 一三三
社會主義同盟に解散命令下る 一三三
エロシエンコ氏追放さる 一三三
六月 一三三
朝鮮赤化の陰謀團逮捕 一三三
社會主義者の借家人同盟組織 一三三
L、L、L會員の判決 一三三
赤瀾會の婦人問題講演會 一三三
七月 一三三
社會講談試演會 一三三
赤瀾會の夏期講習會 一三三
近藤榮藏氏の内亂罪不起訴 一三三
八月 一三三
福田狂二氏出獄す 一三三
菊川俱樂部の社會問題講演會 一三三
熊谷町の小作問題研究講演會 一三三
九月 一三三
大阪社會主義者團と警官隊との衝突 一三三
高津正道氏夫妻の收監 一三三
諏訪町の社會主義講演會お流れ 一三三
十一月 一三三
仙臺赤化協會の宣傳演説會 一三三

| | | | |
|--------------------------|-----|--------------------------|-----|
| 十二月 | 一八二 | 十一月 | 一八三 |
| 社會主義と軍隊 | 一八三 | 秘密結社曉民共産黨檢舉さる | 一八三 |
| 横濱の過激文書撤布事件 | 一八三 | 雜誌「社會主義」の朝憲紊亂事件公判 | 一八三 |
| 露西亞饑饉同情労働會と民衆藝術展覽會 | 一八三 | 荒畑寒村氏の出獄 | 一八四 |
| 施存統氏退去を命ぜらる | 一八四 | 第十編 勞資協調運動 | 一八五 |
| 序語 | 一八五 | 第一 工場委員制度 | 一八五 |
| 第一 工場委員制度 | 一八五 | 概言 | 一八五 |
| (一)本年新設された工業委員制度 | 一八七 | (二)名稱 | 一八七 |
| (二)名稱 | 一八七 | (三)權限 | 一八八 |
| (三)權限 | 一八八 | (四)組織 | 一八九 |
| (四)組織 | 一八九 | (五)委員の任期 | 一九〇 |
| (五)委員の任期 | 一九〇 | (六)會議、議長及び採決方法 | 一九〇 |
| (六)會議、議長及び採決方法 | 一九〇 | (七)委員資格の制限 | 一九〇 |
| (七)委員資格の制限 | 一九〇 | (八)委員選舉資格の制限 | 一九〇 |
| (八)委員選舉資格の制限 | 一九〇 | (九)特權及び義務 | 一九〇 |
| (九)特權及び義務 | 一九〇 | 第二 勞資協調諸團體 | 一九〇 |
| 第二 勞資協調諸團體 | 一九〇 | (一)財團法人協調會 | 一九一 |
| (一)財團法人協調會 | 一九一 | (二)兵庫縣工業懇談會 | 一九一 |
| (二)兵庫縣工業懇談會 | 一九一 | (三)工場係員研究會(尼崎市) | 一九二 |
| (三)工場係員研究會(尼崎市) | 一九二 | (四)明石工業協調會 | 一九三 |
| (四)明石工業協調會 | 一九三 | (五)大阪工業會 | 一九三 |
| (五)大阪工業會 | 一九三 | (六)栃木縣工場主懇話會 | 一九三 |
| (六)栃木縣工場主懇話會 | 一九三 | 第十一編 農村問題 | 一九四 |
| 第十一編 農村問題 | 一九四 | 概説 | 一九四 |
| 概説 | 一九四 | 第一 農事統計 | 一九五 |
| 第一 農事統計 | 一九五 | 一、自作、小作、自作兼小作各農家戸數 | 一九五 |
| 一、自作、小作、自作兼小作各農家戸數 | 一九五 | 二、自作田畑及小作田畑の各段別 | 一九六 |
| 二、自作田畑及小作田畑の各段別 | 一九六 | 三、耕地所有の廣狹に依り區別したる地主戸數 | 一九六 |
| 三、耕地所有の廣狹に依り區別したる地主戸數 | 一九六 | 四、農業に關する教育を受けたる者の現在數 | 一九七 |
| 四、農業に關する教育を受けたる者の現在數 | 一九七 | 五、大正九年度麥收穫高 | 一九七 |
| 五、大正九年度麥收穫高 | 一九七 | 六、大正九年度米收穫高 | 一九八 |
| 六、大正九年度米收穫高 | 一九八 | 七、大正十年度米收穫高 | 一九八 |
| 七、大正十年度米收穫高 | 一九八 | 第二 小作問題 | 一九九 |
| 第二 小作問題 | 一九九 | 一、地主組合、小作組合及農業労働者事情 | 一九九 |
| 一、地主組合、小作組合及農業労働者事情 | 一九九 | 1 地主組合の概況 | 一九九 |
| 1 地主組合の概況 | 一九九 | 2 小作組合の概況 | 二〇一 |
| 2 小作組合の概況 | 二〇一 | 甲 大正九年度までの概況 | 二〇一 |
| 甲 大正九年度までの概況 | 二〇一 | 乙 大正十年度の概況 | 二〇七 |
| 乙 大正十年度の概況 | 二〇七 | 3 農業労働者事情 | 二〇八 |
| 3 農業労働者事情 | 二〇八 | 二、小作爭議、附、小作爭議統計及び小作地返還狀況 | 二〇九 |
| 二、小作爭議、附、小作爭議統計及び小作地返還狀況 | 二〇九 | 一月 | 二〇九 |
| 一月 | 二〇九 | 大阪府北河内郡四條村の紛擾解決 | 二〇九 |
| 大阪府北河内郡四條村の紛擾解決 | 二〇九 | 二月 | 二一一 |
| 二月 | 二一一 | 北海道雨龍郡蜂須賀農場の紛擾 | 二一一 |
| 北海道雨龍郡蜂須賀農場の紛擾 | 二一一 | 兵庫縣川邊郡園田村の紛擾 | 二一一 |
| 兵庫縣川邊郡園田村の紛擾 | 二一一 | 三月 | 二二二 |
| 三月 | 二二二 | 岐阜縣安八郡三城村の紛擾 | 二二二 |
| 岐阜縣安八郡三城村の紛擾 | 二二二 | 奈良縣添上郡明治村の紛擾解決 | 二二三 |
| 奈良縣添上郡明治村の紛擾解決 | 二二三 | 兵庫縣飾磨郡廣村の五年越の紛擾解決 | 二二三 |
| 兵庫縣飾磨郡廣村の五年越の紛擾解決 | 二二三 | 愛知縣愛知郡笠寺村の紛擾 | 二二三 |
| 愛知縣愛知郡笠寺村の紛擾 | 二二三 | 四月 | 二二三 |
| 四月 | 二二三 | 岐阜縣本巢郡網代村小作人の土地返却 | 二二三 |
| 岐阜縣本巢郡網代村小作人の土地返却 | 二二三 | 群馬縣勢多郡南橋村の紛擾 | 二二三 |
| 群馬縣勢多郡南橋村の紛擾 | 二二三 | 岐阜縣稻葉郡日野村の紛擾解決 | 二二三 |
| 岐阜縣稻葉郡日野村の紛擾解決 | 二二三 | 五月 | 二二三 |
| 五月 | 二二三 | 岐阜縣安八郡今村の紛擾解決 | 二二三 |
| 岐阜縣安八郡今村の紛擾解決 | 二二三 | 兵庫縣朝來郡粟賀村の紛擾 | 二二三 |
| 兵庫縣朝來郡粟賀村の紛擾 | 二二三 | 六月 | 二二四 |
| 六月 | 二二四 | 福岡縣粕屋郡の紛擾 | 二二四 |
| 福岡縣粕屋郡の紛擾 | 二二四 | 兵庫縣揖保郡神宮村の紛擾 | 二二四 |
| 兵庫縣揖保郡神宮村の紛擾 | 二二四 | 八月 | 二二四 |
| 八月 | 二二四 | 埼玉縣大里郡秦村の小作問題 | 二二四 |
| 埼玉縣大里郡秦村の小作問題 | 二二四 | 九月 | 二二四 |
| 九月 | 二二四 | 富山縣上新川郡堀川村の小作騒動 | 二二四 |
| 富山縣上新川郡堀川村の小作騒動 | 二二四 | | |

| | | |
|-----------------|-----------------------------|-----|
| 十月 | 神奈川縣鎌倉郡瀬谷村の爭議 | 二二五 |
| | 滋賀縣蒲生郡西大路村の爭議 | 二二五 |
| 十一月 | 三重縣松阪町の爭議 | 二二五 |
| | 大阪府三島郡春日村の爭議 | 二二五 |
| | 兵庫縣夫粟郡の爭議 | 二二六 |
| | 東京府北多摩郡府中町の爭議 | 二二六 |
| | 岐阜縣稻葉郡北長森村の爭議 | 二二七 |
| | 福岡縣早良郡七隈村の爭議 | 二二七 |
| 十二月 | 岐阜縣可兒郡中村の爭議 | 二二七 |
| | 栃木縣足利郡三和村の爭議 | 二二八 |
| | 埼玉縣比企郡唐子村の爭議 | 二二八 |
| | 附甲、小作爭議統計 | 二二八 |
| | (イ)大正九年中及大正十年自一月至三月全國小作爭議統計 | 二二八 |
| | (ロ)岐阜縣に於ける小作爭議統計 | 二二九 |
| | 附乙、小作地返還狀況 | 二三〇 |
| 三 小作政策 | | 二三三 |
| 1 當局の政策 | | 二三三 |
| | 農商務省小作制度調査委員會 | 二三三 |
| | 岐阜縣の自作農獎勵と低利資金貸付 | 二三三 |
| | 愛知縣の農村研究會創立 | 二三三 |
| | 埼玉縣の爭議對案 | 二三三 |
| | 大阪府豐能郡の耕地恩給規程 | 二三三 |
| 2 帝國農會及び府縣農會の見解 | | 二三三 |
| | 關西府縣農會聯合協議會の決議 | 二三三 |

| | | |
|--------------------|----------------------|-----|
| 帝國農會の建議 | 三三四 | |
| 3 地主の對策 | 三三四 | |
| | 兵庫縣に於ける地主の施設 | 三三四 |
| | 岡山縣都窪郡茶屋町興農會の組織 | 三三五 |
| | 愛知縣地主懇談會の決議 | 三三六 |
| | 各地大地主の温情施設 | 三三六 |
| | 岐阜縣養老郡小畑村の小作保護會 | 三三七 |
| | 靜岡縣濱名郡大地主高林氏の小作地分讓計畫 | 三三七 |
| 第三 食糧問題其他 | 三三八 | |
| 1 食糧問題 | 三三八 | |
| | (イ)米の需給高及消費高 | 三三八 |
| | (ロ)政府の食糧政策 | 三三九 |
| | 米穀法公布 | 三三九 |
| | 食糧局設置 | 三三九 |
| | 米穀法に關する農商務大臣の訓示 | 三三九 |
| | 米穀委員會官制 | 三三九 |
| | 米穀需給調節特別會計規則 | 三三九 |
| | 第一回米穀委員會並に第一回米買入條件 | 三三九 |
| | 第一回米買上總額 | 三三九 |
| | 買上米の買替 | 三三九 |
| | 附、開墾助成出願狀況 | 三三九 |
| | (ハ)帝國農會の建議 | 三三九 |
| | 米穀法實施に關する建議 | 三三九 |
| | 第二回米穀買上に關する建議 | 三三九 |
| 2 第四十四議會に於ける農政關係諸案 | 三三九 | |
| 3 農村副業 | 三三九 | |

| | |
|---------------------|-----|
| 第十二編 女子職業問題 | 三三六 |
| 概説 | 三三六 |
| 第一 職業女子の團體及職業紹介 | 三三六 |
| 1 覺醒婦人協會 | 三三六 |
| 2 婦人事務員協會 | 三三七 |
| 3 愛國婦人會の婦人職業相談所の開始 | 三三八 |
| 第二 女工 | 三三八 |
| 一、女工供給組合 | 三三八 |
| 1 岐阜縣女工供給組合 | 三三八 |
| 2 岐阜縣女工供給組合の成績 | 三三九 |
| 3 山梨縣下女工紹介組合數 | 三四〇 |
| 4 山梨生絲同業組合の女工紹介組合反對 | 三四一 |
| 二、紡績女工と音楽、舞蹈 | 三四一 |
| 三、調査統計 | 三四一 |
| 1 長野縣下女工の疾病調査 | 三四一 |
| 2 諏訪製糸女工の年齢 | 三四二 |
| 3 警視廳管轄内製絲女工調査 | 三四二 |
| 4 吳工廠女工調査 | 三四三 |
| 5 名古屋地方寄宿女工の有する疊數 | 三四三 |
| 第三 藝娼妓 | 三四三 |
| 一、保護及待遇改善 | 三四三 |
| 1 大阪府懷胎娼妓保護規定 | 三四三 |
| 2 廣島縣府中町の娼妓待遇改善 | 三四三 |
| 3 吳市の娼妓待遇改善 | 三四三 |

| | | |
|----|----------------------------|-----|
| 4 | 鳥根縣下十四歳未満少女の藝妓酌婦營業禁止…………… | 二四四 |
| 5 | 八幡市の藝妓酌婦公休制…………… | 二四四 |
| 6 | 廣島縣糸崎遊廓組合と藝妓保護規約…………… | 二四四 |
| | 二、調査、統計…………… | 二四五 |
| 1 | 主要府縣の私娼事情…………… | 二四五 |
| イ | 大阪府…………… | 二四五 |
| ロ | 兵庫縣…………… | 二四五 |
| ハ | 愛知縣…………… | 二四六 |
| ニ | 奈良縣…………… | 二四六 |
| 2 | 大阪府下藝妓調…………… | 二四六 |
| 3 | 兵庫縣下の藝妓酌婦數並年齢…………… | 二四七 |
| 4 | 神戸市の藝妓事情…………… | 二四七 |
| 5 | 福岡縣下の娼妓事情…………… | 二四七 |
| 6 | 福岡署管轄下の藝妓の年齢…………… | 二四七 |
| 7 | 奈良縣の藝妓酌婦…………… | 二四八 |
| 8 | 北海道藝妓酌婦教育別年齢別…………… | 二四八 |
| 9 | 全國藝妓及娼妓數調…………… | 二四八 |
| | 第四 家婢…………… | 二四九 |
| 一、 | 東京市内に於ける女中派出所…………… | 二四九 |
| 二、 | 家事改良會の女中調査…………… | 二五〇 |
| | 第五 看護婦…………… | 二五〇 |
| 一、 | 東京府看護婦聯合組合の救濟規定…………… | 二五一 |
| 二、 | 陸軍の看護婦採用…………… | 二五一 |
| | 第六 電話交換手…………… | 二五一 |
| 1 | 津郵便局交換手事情…………… | 二五二 |
| 2 | 京城郵便局交換手事情…………… | 二五二 |
| 3 | 東京浪花電話局交換手家族調…………… | 二五二 |
| 4 | 札幌電話局交換手事情…………… | 二五三 |
| 5 | 廣島郵便局交換手勤続年數調…………… | 二五三 |
| | 第七 女教員…………… | 二五三 |
| 一、 | 全國小學校女教員大會並に講習會…………… | 二五三 |
| 二、 | 調査、統計…………… | 二五三 |
| 1 | 文部省の女教員産前産後休養調査…………… | 二五三 |
| 2 | 京都市小學校女教員調査…………… | 二五三 |
| 3 | 山形縣女教員産前産後の休養調…………… | 二五五 |
| 4 | 福岡縣女教員産前産後休養調…………… | 二五五 |
| 5 | 德島縣女教員分娩調査…………… | 二五五 |
| | 第八 女子官公吏…………… | 二五六 |
| 一、 | 神戸税關の女監視人採用…………… | 二五六 |
| 二、 | 鹿兒島縣の女縣視學採用…………… | 二五六 |
| 三、 | 名古屋市女視學任命…………… | 二五六 |
| | 第十三編 少年勞働問題…………… | 二五七 |
| | 概説…………… | 二五七 |
| 第一 | 少年勞働と職業紹介…………… | 二五九 |
| 第二 | 少年勞働と國際勞働會議…………… | 二六〇 |
| 第三 | 少年勞働の最低標準…………… | 二六三 |
| 第四 | 統計…………… | 二六三 |
| | 第十四編 俸給生活者問題…………… | 二六五 |
| | 概説…………… | 二六五 |
| 第一 | 教員…………… | 二六六 |
| | (イ) 小學教員…………… | 二六六 |
| | 小學教員志望増加の傾向…………… | 二六六 |
| | 小學教員數…………… | 二六六 |
| | 全國小學校教員平均俸給…………… | 二六七 |
| | 奈良縣小學校教員平均俸給額…………… | 二六七 |
| | 鳥根縣小學校教員平均俸給額…………… | 二六七 |
| | 大阪市内小學校教員の俸給と教授時間…………… | 二六九 |
| | 京都府下小學校教員の概況…………… | 二六九 |
| | 大阪府の公立學校職員年功加俸…………… | 二七〇 |
| | 六大都市視學會議の小學校教員優遇建議…………… | 二七〇 |
| | 神戸市學務委員會の教員優遇方法…………… | 二七〇 |
| | 大阪府の新制小學校教員轉任規定…………… | 二七〇 |
| | 小學授教員俸給國庫負擔法公布…………… | 二七二 |
| | (ロ) 中等教員…………… | 二七二 |
| | 中等教員の不足と當局の補充策…………… | 二七二 |
| | 中等學校教員數…………… | 二七三 |
| | 全國中等學校教員平均俸給…………… | 二七三 |
| | 東京府の私立中等學校教員補助…………… | 二七四 |
| | 大阪府の私立中等學校教員優遇…………… | 二七五 |
| | (ハ) 教員運動及教員會…………… | 二七五 |
| | 教員俸給國庫負擔促進運動…………… | 二七五 |
| | 臨時教育行政調査會の教育費整理案と反對運動…………… | 二七五 |
| | 教育擁護同盟の設立…………… | 二七六 |
| | 京都教育聯盟…………… | 二七六 |
| | 廣島市教育協會…………… | 二七六 |

| | |
|-------------------|-----|
| 名古屋市教員組合の設立 | 二七九 |
| 日本教育者協會の設立 | 二八〇 |
| 京都市教員會の成立 | 二八一 |
| 教員互助會概況 | 二八二 |
| 第一 官吏及公吏 | 二八三 |
| 巡查志願者の激増傾向 | 二八三 |
| 警察職員數 | 二八三 |
| 警官扶助料改正案 | 二八四 |
| 警察官消防手退隱料法の改正 | 二八四 |
| 大正九年末現在市町村吏員數 | 二八五 |
| 農村吏員の不平 | 二八五 |
| 佐賀縣の村吏及教員俸給 | 二八五 |
| 恩給増額運動 | 二八六 |
| 奏判任官優遇令 | 二八六 |
| 宮内官優遇令 | 二八六 |
| 海軍將校婚姻令 | 二八六 |
| 第三 失職 | 二八七 |
| 東京府下の會社員移動狀態 | 二八七 |
| 會社員の失職 | 二八七 |
| 各市吏員の淘汰 | 二八八 |
| 第四 組合運動其他 | 二八八 |
| 日本工人俱樂部の活動 | 二八八 |
| SMU組合の事業 | 二八八 |
| 年末賞與概況 | 二八九 |
| 第十五編 生活費問題 | 二九一 |
| 概説 | 二九一 |
| 第一 物價と賃銀 | 二九一 |

| | |
|-----------------------|-----|
| 物價狀態 | 二九一 |
| 東京市に於ける販賣店數調 | 二九四 |
| 大阪に於ける最近六ヶ年の物價と勞銀との關係 | 二九六 |
| 臺灣に於ける最近七ヶ年の物價と勞銀との關係 | 二九六 |
| 第一 生計狀態 | 二九七 |
| 東京府下の各種職工收入狀態 | 二九七 |
| 東京府下職工の生計狀態 | 二九七 |
| 大阪府下職工の生活狀態 | 二九八 |
| 大阪市内勞働者の生計狀態 | 二九八 |
| 神奈川縣下俸給生活者及勞働者の生計狀態 | 二九九 |
| 普通海員の生計狀態 | 二九九 |
| 第三 物價調節政策及運動 | 三〇三 |
| 政府の小賣組合取締警告 | 三〇三 |
| 憲政會の物價調節案 | 三〇三 |
| 東京實業組合聯合會の小賣問題對策 | 三〇四 |
| 東京商業會議所の小賣相場調節案 | 三〇五 |
| 東京市の度量衡取締 | 三〇五 |
| 東京府の小賣組合取締 | 三〇五 |
| 愛知縣の暴利取締 | 三〇八 |
| 佐世保の不買同盟 | 三〇八 |
| 各府縣の暴利取締 | 三〇九 |
| 第十六編 産業組合 | 三二〇 |
| 概説 | 三二〇 |
| 第一 産業組合一斑 | 三二〇 |

| | |
|---------------------|-----|
| 一、記述 | 三二〇 |
| 産業組合法改正 | 三二〇 |
| 第十七回全國産業組合大會 | 三二一 |
| 産業組合中央會沖繩支會設立 | 三二五 |
| 改正産業組合法の實施 | 三二五 |
| 産業組合中央會の婦人講習會 | 三二五 |
| 農商務省産業組合低利資金 | 三二五 |
| 二、統計 | 三二六 |
| 大阪府下の産業組合 | 三二六 |
| 大阪府下産業組合最近三ヶ年間成績 | 三二六 |
| 全國産業組合及聯合會數調 | 三二七 |
| 全國産業組合及同聯合會組織別 | 三二七 |
| 全國産業組合事業別組合數 | 三二七 |
| 全國産業組合事業別聯合會數 | 三二七 |
| 第二 消費組合 | 三三二 |
| 一、記述 | 三三二 |
| 滿鐵消費組合撤廢運動 | 三三二 |
| 消費組合、公設市場並小賣商店との値開き | 三三三 |
| 二、調査(當研究所の調査) | 三三三 |
| 第十七編 住宅問題 | 三三七 |
| 第一 住宅難概況 | 三三七 |
| (一)一般概況 | 三三七 |
| (二)大阪市に於ける概況 | 三三八 |
| (三)京都市に於ける概況 | 三三九 |
| 第二 借家人運動 | 三三九 |

第三 住宅難救済施設……………三三一

- (一)住宅組合法……………三三一
- (二)借家法……………三三三

第十八編 人口問題……………三三五

- 第一 人口靜態(大正七年)……………三三五
- 第二 人口動態(大正八年)……………三三七
- 第三 第一回國勢調査……………三四三
- 第四 産兒制限問題……………三四四

第十九編 労働移民問題……………三四六

概況……………三四六

- 第一 内地移民……………三四六
- 農商務省の開墾地移住紹介……………三四六
- 開墾地移住申請の増加……………三四七

第二 朝鮮滿州其他……………三四七

- 在鮮内地人數……………三四八
- 京城府在住内地人の職業……………三四九
- 東洋拓殖株式會社の朝鮮移民……………三四九
- 東拓移民の組合組織……………三五〇
- 小學校を通じて看たる大連在住本邦人の増加……………三五〇
- 山東租借地在留本邦人……………三五〇

第三 海外移民……………三五二

- 1 一般事情……………三五二
- 在外本邦人數……………三五二

- 大正九年中海外渡航者數……………三五三
- 移民の船車賃金割引……………三五三
- 外國旅券下附手數料値上……………三五三
- 海外移民狀況……………三五三
- イ 和歌山縣海外移民……………三五四
- ロ 廣島縣海外移民……………三五四
- ハ 沖繩縣海外移民……………三五五
- ニ 福岡縣海外移民……………三五五
- ホ 山口縣海外移民……………三五五

2 北米、布哇及加奈陀……………三五六

- 米國加州及布哇島在住本邦人數……………三五六
- 米國加州土地法……………三五七
- 加州新土地法に對する試訴……………三五九
- 日米協定……………三五九
- 排日運動概要……………三六〇
- 加州日本人漁業禁止法案……………三六一
- 日本人學校法案……………三六一
- 加州人頭稅問題……………三六一
- 加州排日協會の綱領發表……………三六二
- 米國労働聯合會員の排日決議……………三六三
- テキサス州の邦人立退強要事件……………三六三
- 加州邦人追放事件……………三六三
- 桑港の日本人洗濯屋排斥運動……………三六四
- 布哇日本移民數……………三六四
- 布哇在住日本移民排斥問題……………三六五
- 加奈陀日本人會の排日緩和運動……………三六六

3 南米……………三六六

- 南米に於ける日本移民數……………三六六
- 南米移民概況……………三六六

第二十編 國際労働問題……………三六九

概説……………三六九

第一 第三回國際労働總會……………三七〇

一、會議事項其他……………三七〇

- 1 會議事項……………三七〇
- 2 會議事項に關する質問書……………三七二
- 3 會議事項に對するフランス政府の抗議……………三七三
- 4 會議期日……………三七三

二、總會に關する國內諸問題……………三七六

- イ 代表者選定……………三七六
- ロ 官選労働代表反對運動……………三七七
- ハ 政府代表の變更と顧問……………三七九

三、總會の經過……………三七九

概観……………三七九

- 會議事項問題……………三八〇
- 農業労働者の失業問題……………三八二
- 農業労働者災害賠償問題……………三八二
- 農業労働者の社會保險問題……………三八三
- 女子、少年の保護及び居住問題……………三八三
- (イ)産前産後の女子保護問題……………三八三
- (ロ)女子の夜間傭使問題……………三八四
- (ハ)兒童傭使問題……………三八四
- (ニ)兒童夜業問題……………三八四
- (ホ)居住狀態問題……………三八五
- 農業労働者の技術教育問題……………三八五

| | |
|--------------------|-----|
| 農業労働者の組合権問題 | 三九五 |
| 週休問題 | 三六七 |
| (イ)工業に於ける週休問題 | 三六七 |
| (ロ)商業に於ける週休問題 | 三七八 |
| 白鉛禁止問題 | 三八八 |
| 炭疽病問題 | 三八九 |
| 海員問題 | 三八九 |
| 其の他の諸問題 | 三九〇 |
| (イ)資格審査問題 | 三九〇 |
| (ロ)原料分配問題 | 三九二 |
| (ハ)荒廢地の兒童夜業問題 | 三九二 |
| (ニ)失業問題 | 三九二 |
| (ホ)合同農業委員會問題 | 三九三 |
| (ヘ)労働者の強制身體検査問題 | 三九三 |
| (ト)労働理事會改造問題 | 三九三 |
| (チ)總會議事規則改正問題 | 三九四 |
| (リ)撥兵問題 | 三九四 |
| (ヌ)智的労働者保護問題 | 三九四 |
| (ル)國際労働機關とエスベラント問題 | 三九四 |
| (チ)國際労働機關と消費組合問題 | 三九四 |
| (ワ)公用語問題 | 三九四 |
| (カ)標準の國際的統一問題 | 三九四 |
| (ヨ)商業に於ける労働時間問題 | 三九四 |
| (タ)パン製造所の夜業問題 | 三九四 |
| 四 總會の結果 | 三九四 |
| (イ)條約案 | 三九四 |
| 農業に於ける兒童の使用に關する條約案 | 三九四 |

目次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 農業労働者の結社及組合の權利に關する條約案 | 三九五 |
| 農業に於ける労働者の補償に關する條約案 | 三九六 |
| 週休の工業的企業に對する適用に關する條約案 | 三九六 |
| 「ペンキ」塗に於ける白鉛の使用に關する條約案 | 三九七 |
| 石炭夫及火夫として海上に使用し得る年少者の最定年齢を定むる條約案 | 三九九 |
| 海上に使用せらるる兒童及年少者の強制體格検査に關する條約案 | 四〇〇 |
| (ロ)勸告 | 四〇〇 |
| 農業に於ける失業の防止に關する勸告 | 四〇〇 |
| 産前産後に於ける農業婦人貸銀労働者の保護に關する勸告 | 四〇二 |
| 農業に於ける婦人の夜業に關する勸告 | 四〇二 |
| 農業に於ける兒童及年少者の夜業に關する勸告 | 四〇二 |
| 農業技術教育の發達に關する勸告 | 四〇二 |
| 農業労働者の居住状態に關する勸告 | 四〇二 |
| 農業に於ける社會保險に關する勸告 | 四〇二 |
| 店舗に對する週休の適用に關する勸告 | 四〇三 |

| | |
|---------------------------------|-----|
| (ハ)決議 | 四〇三 |
| 國際労働事務局の理事會の組織改正に關する決議 | 四〇三 |
| 海事問題に關する決議 | 四〇三 |
| 第二 労働理事會(附、各種委員會) 四〇三 | |
| 及び國際労働事務局(附、労働審理委員會) | 四〇三 |
| 一、労働理事會 | 四〇三 |
| 第六回労働理事會 | 四〇四 |
| 第七回労働理事會 | 四〇五 |
| 第八回労働理事會 | 四〇六 |
| 第九回労働理事會 | 四〇八 |
| 第十回労働理事會 | 四〇八 |
| 附、各種委員會 | 四〇八 |
| (イ)議事規則委員會 | 四〇九 |
| (ロ)主要産業國調査委員會 | 四〇九 |
| (ハ)財政委員會 | 四〇九 |
| (ニ)海事聯合委員會 | 四〇九 |
| (ホ)失業問題専門委員會 | 四〇九 |
| (ヘ)アルサスローレンスに於ける社會保險基金に關する特別委員會 | 四〇九 |
| (ト)國際移民委員會 | 四〇九 |
| (チ)工業衛生諮問委員會 | 四〇九 |
| 二、國際労働事務局 | 四二一 |
| 附 労働審理委員會 | 四二二 |
| 第三 條約案の批准及び各國立法 | |

狀況……………四三

一、條約案の批准……………四三
二、各國立法狀況……………四四

第二十一編 勞働立法……………四六

概況……………四六

第一 法律……………四六

職業紹介法……………四六
黃燐々寸製造禁止法……………四七
借地法及び借家法……………四七
住宅組合法……………四八

第二 法案……………四八

治安警察法改正法案……………四八
工業勞働法案……………四九
憲政會提出の社會的諸法案……………四九
小作法案……………四九
協調會の勞働委員會法案……………四九
健康保健法案……………四九
借地借家調停法案……………五〇

第二十二編 政治一斑……………四三

概説……………四三

普選運動……………四三
軍備制限運動……………四三
陪審法案……………四四
國際聯盟第二回總會……………四四

ワシントン會議……………四四

第二十三編 財政一斑……………四六

概説……………四六

第一 本年度歲出入豫算概況……………四六

第二 財政關係新法令……………四六

(一)一年現役小學校教員俸給費國庫負擔法……………四六
(二)府縣戶數割規則……………四七

第三 稅制整理問題……………四七

第四 財政關係諸事象……………四七

(一)租稅輕減運動……………四七
(二)義務教育費國庫負擔運動……………四八
(三)脫稅問題……………四八

第二十四編 經濟一斑……………四六

概説……………四六

第一 企業……………四六

第二 貿易……………四八

第三 物價……………四八

第四 金融……………四九

第五 在荷……………四九

第二十五編 雜……………四五

第一 新思想團體……………四五

自由人聯盟……………四五

カーロラ協會……………四五

曉民會……………四五

新人會……………四五

建設者同盟……………四五

第二編 國粹團體……………四七

國粹會……………四七

大和民勞會……………四七

救世團……………四七

忠愛會……………四七

第三編 讀書界の傾向と當局の取締……………四九

大正九年度新聞雜誌發賣禁止數と秘密出版物數……………四九

輸入書籍の取締……………四九

本年一月以降三月末迄の出版物數並に其傾向……………四九

大正九、十兩年上半年期の新刊書數及び其種類別比較……………四九

第四編 學校と社會思潮……………四六

小學校、中學校、女學校生徒の思想傾向……………四六

三重縣富田小學校生徒の思想調査……………四六

埼玉縣立工業學校職員等の秘密結社……………四六

皇室中心主義の小學教員罷免……………四六

教員の常識試驗……………四六

附錄……………四六

現行法規……………四六

職業紹介法……………四六

黃燐々寸製造禁止法……………四六

| | |
|-----------------|-----|
| 借家法 | 四六四 |
| 借地法及借家法の施行 | 四六五 |
| 住宅組合法 | 四六六 |
| 二 文 献 | 四六七 |
| 雑誌掲載社會問題關係記事 | 四六七 |
| 一月の部 | 四六七 |
| 二月の部 | 四六八 |
| 三月の部 | 四六九 |
| 四月の部 | 四七〇 |
| 五月の部 | 四七二 |
| 六月の部 | 四七三 |
| 七月の部 | 四七五 |
| 八月の部 | 四七六 |
| 九月の部 | 四七七 |
| 十月の部 | 四七八 |
| 十一月の部 | 四八〇 |
| 十二月の部 | 四八一 |
| 十年度出版社會問題關係主要著書 | 四八三 |
| 第一部社會問題 | 四八三 |
| 第二部社會主義 | 四八四 |
| 第三部經濟及財政 | 四八四 |
| 第四部政治及法律 | 四八五 |
| 第五部調査及統計 | 四八六 |

日本勞働年鑑目次終

日本労働年鑑

(大正拾壹年版)

第一編 労働組合

概説

我國に於ける労働組合の記録を作ること、假令それが概觀的記述にしても依然として困難な、寧ろ不可能に似た仕事の一つである。それは主として組合の勢力、實質を測るべき權威ある客觀的資料に乏しいことに存する。今日多くの組合は其組合員の數に就て公表することを敢てせぬ。其財政に關しても詳細なる報告を爲すものは二三に過ぎぬのである。労働組合自ら既に然りであるが、後掲内務省警保局の調査に依る労働團體の統計に就ても、當局は好んで之を秘せんとし、其數字に就て、調査の方法標準等に關し何等の説明をも試みぬのは編者の諒解に苦しむ處である。

然し乍ら『我國に於ける労働團體の勢力

は、其擁する組合員の數、乃至財力に比例しはせぬ。で罷工を起し得る可能性、争闘を惹起し得るだけの階級的意識が潜在して居るか否かと、我國に於ける労働團體を測る可き唯一の尺度である』と某労働組合の幹部の編者に語つたのは恐らく事實であらう。今日我國の労働組合界の大勢は其『唯一の尺度』を以て測るべき軌道を進軼しつゝありと見て大過ないであらう。之を過去の記録に徴するも少數の組合労働者がよく大罷工團の中心となり大規模の而して長引ける争議を指導して居る例、また、一労働組合の組織せらるゝや旬日ならずして——労働組合としての訓練も財力の蓄積もなくして、罷工の當事者となり敢爲難局に處して居る例も決して乏しくはない。

然し乍ら此趨勢は今日漸次變化しつゝありはせぬか、今や労働者間に於ける知識の傳播は注目すべき速度を以て爲されつつある。小冊子、労働新聞、労働組合の機關誌、宣傳ビラ等、諸々の教師は日夜工場に街頭に陋屋に徘徊して其直截明快なる理論を以て彼等の實感に訴へつゝある。労働階級の階級的意識は其智的進歩と共に普遍し深刻化しつゝある。

斯くして今日既に少數者の優越的地位は著しく稀薄となりつゝあることを看取し得る。從來に於ける組合幹部の指導的地位は漸次變化し、合議、承認、地方自治、支部自治、一般投票へと進みつゝあることは、

假令其れが萌芽にしろ看過し得ざる處である。

これ等の傾向は特に大阪の労働組合に於て著しいのであるが、最近東京に設立せられた、芝浦労働組合、本芝労働組合等一工場に於ける一組合主義は亦此傾向の萌芽を語るものではないか。

編者は以下、解説なくしては理解し得られざる警保局調査の労働團體に關する統計を掲げ、最後に本年に起りたる注目すべき労働組合の成立解散に就ての記述を試みた、労働組合同盟會の分裂は當然本編に於て取扱ふべきであるが、記述の都合上之を第二編に挿入した。

第一 統計

1 労働團體府縣別表

(警保局の調査に據る)

| 道府縣 | 九年一月現在 | | 十年七月現在 | |
|-----|--------|-------|--------|--------|
| | 組合數 | 組合員數 | 組合數 | 組合員數 |
| 東京 | 三〇 | 三七八〇 | 七 | 三四、八三三 |
| 京都 | 二四 | 四、三七七 | 一〇 | 二、六六五 |
| 大阪 | 一九 | 三、四七三 | 三 | 一五、三五五 |
| 神奈川 | 八 | 三、四八八 | 七 | 二、〇一八 |

| | | | | | | |
|----|---|-------|---|-------|---|-------|
| 兵庫 | 三 | 三、四七六 | 一 | 一、一五四 | 一 | 五、九三六 |
| 長崎 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 新潟 | 五 | 五八八 | 二 | 三〇一 | 二 | 一、一五四 |
| 埼玉 | 五 | 四、一〇三 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 群馬 | 一 | 一、四九五 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 千葉 | 一 | 九 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 茨城 | 一 | 九 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 栃木 | 一 | 九 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 栃木 | 一 | 九 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 奈良 | 一 | 一、三五五 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 三重 | 一 | 一、三五五 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 愛知 | 七 | 九、〇四七 | 四 | 六六二 | 四 | 六六二 |
| 静岡 | 四 | 三、五一 | 一 | 三〇〇 | 一 | 三〇〇 |
| 山梨 | 二 | 四〇七 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 滋賀 | 二 | 六、一七九 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 岐阜 | 九 | 五九六 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 長野 | 二 | 四、二〇〇 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 宮城 | 一 | 一、三五五 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 福島 | 三 | 一、八五三 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 岩手 | 四 | 一、四三八 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 青森 | 八 | 三、三四六 | 二 | 四〇〇 | 二 | 四〇〇 |
| 山形 | 二 | 一、〇三九 | 二 | 一、一五四 | 二 | 一、一五四 |
| 秋田 | 六 | 二、一六八 | 二 | 二九三 | 二 | 二九三 |
| 福島 | 六 | 二、一六八 | 二 | 二九三 | 二 | 二九三 |
| 石川 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 富山 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 鳥取 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 島根 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 岡山 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |
| 広島 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 | 一 | 一、一五四 |

2 労働團體業態別表

(警保局の調査に據る)

| 業態 | 大正九年一月現在 | |
|--------|----------|----------|
| | 團體數 | 會員數 |
| 山口 | 七 | 二、六九〇 |
| 和歌山 | 六 | 三、七六九 |
| 徳島 | 四 | 二、三〇六 |
| 香川 | 六 | 八四〇 |
| 愛媛 | 〇 | 八三八 |
| 高知 | 六 | 一、四六〇 |
| 福岡 | 一 | 二〇、九〇一 |
| 大分 | 一 | 一、一五四 |
| 佐賀 | 七 | 五九八 |
| 熊本 | 三 | 三、一八一 |
| 宮崎 | 三 | 一、二四四 |
| 鹿児島 | 三 | 六三〇 |
| 沖縄 | 一 | 一、一五四 |
| 北海道 | 三 | 三、八五五 |
| 合計 | 八六 | 二、九三三 |
| 染織職工 | 九〇 | 六一、六四三 |
| 機械器具職工 | 八一 | 四〇、一二五 |
| 化学工業職工 | 六七 | 九、〇四七 |
| 諸人夫仲仕 | 一七〇 | 二二、二一四 |
| 鑛夫 | 九四 | 五二、一三五 |
| 其他 | 二六三 | 七〇、九六〇 |
| 各種職工混合 | 七三 | 一三、四〇八 |
| 合計 | 八三八 | 二、六九、九三二 |

口 大正十年一月現在

| 團體數 | 會員數 |
|-----------|-----------|
| 染織紡績 | 二二 |
| 機械器具金屬 | 七五 |
| 化學(印刷を除く) | 六八 |
| 諸人夫仲仕 | 八七 |
| 鑛夫 | 五六 |
| 交通 | 四九 |
| 印刷 | 三四 |
| 船員船夫 | 一八 |
| 造船 | 一二 |
| 木工 | 三四 |
| 混合其他 | 二一六 |
| 合計 | 六七一 |
| | 六、五〇三 |
| | 五、六〇四 |
| | 一、八、二六四 |
| | 一、六、五二三 |
| | 二、八、五九二 |
| | 一、一、三九四 |
| | 六、〇五七 |
| | 一、三、三四八 |
| | 一、六、八九五 |
| | 六、七〇九 |
| | 六、六、三一九 |
| | 二、四、六、六五八 |

第二 注目すべき組合の成立 及解散

1 機關車乗務員會の瓦解

大正九年四月創立された同會は、同年末現在會員三千を算し、(機關手千五百、機關助手千五百)東京の各機關庫及び山北、大宮、長野、直江津、新津、高島、高崎、横川、小山、成田、品川等十八の機關庫に支部を置き、全國鐵道の機關車乗務員を糾合すべく鋭意努力しつゝあつたが、斯く組合の強力

労働組合

となるに従ひ鐵道省當局も之に無關心なる能はず、持續約一年、本年二月下旬遂に強壓に堪へず瓦解の運命に逢着した。

強壓は一月廿八日の沼津機關庫乗務員渡邊千一、助手小野庄太郎兩氏の馘首に始まる。當時沼津機關庫に於ける宣傳漸次効果を奏し、二月中旬沼津支部の發會式を擧ぐべく着々歩を進めつゝあつた。従つて鐵道省當局も警戒を怠らず『青森、宇都宮、神戸等の各機關庫より四十名宛の乗務員を招集して萬一に備へ、一方乗務員を戸別訪問して脱會を慫慂する等有ゆる切崩し策』を講じたと東京朝日新聞は報じて居るが、猶ほ同紙が當局者丹羽庶務課長の談として載する處に曰く

萬一の不祥事でもあつてはと機關手を招集したがそれがなかつたのは幸ひである當局は乗務員會員なる爲に淘汰する譯ではないが只成績不良者之危険と認めらるゝやうな思想を持つてゐるものは御免を蒙る積りである乗務員會に對しては名目は何にしる當局から見れば労働組合の一種と認めたらから適當の機會に於て全部の解散を慫慂して置いた

と、斯かる情勢の下に前記二氏は業務怠惰

の廉を以て突然解雇されたのであつた。

然し乍ら二月一日の沼津支部發會式は豫定の如く東京本部及び各支部の應援の下に舉行された。次に採録する『労働運動』(第三號)の記事は如何に緊張した場面を展開しつゝ發會式が擧げられたかを語つて居る。

乗務員會本部の人々は、この沼津に於ける決戦を應援すべく、百名許り繰り出した。所が早くも東京驛ではこの應援を妨げて、下げ渡さればならぬ乗車券を渡さない。彼等は大きい憤慨したが、何分形勢が迫つてゐる。乗車券を買つて直ちに汽車に飛び乗つた。列車が山北驛に着いた時、一行の箱へ多くの監督が乗込み來り沼津行きの中止を迫つた。三島驛でも亦同じことがあつた。

しかも彼等は、三島驛に罷工の備へとして、汐留教習生がギッシリ詰め掛けてゐるのを見た。更に沼津驛では、より多くの教習生と警官の姿を認めた。附近の沿線には澤山な工夫が守つて居た。

會場沼津座には、多數の警官と鐵道省の上官に監視され乍ら、約二百名集つた。

西から上つて來た會員の話によれば、彼等も亦、原驛で監督の妨害を受けてゐる。それに、濱松驛、静岡驛には名古屋鐵道局村上運

輸課長が乗務員と火夫を五十名づゝ引連れ、血眼になつてゐる。

かうした形勢の内に、午後一時から發會式が始まつた。

斯くして沼津支部は被讖首者渡邊千一氏を支部長として成立したのであるが、其夜東京運輸事務所人事相談係主任川瀬政一氏は同支部の幹部と會見し、意志の疏通を計らんと試みたが、却つて、(一)讖首者兩名を復職する事(二)現在沼津機關庫主任及同助手を轉任せしむる事の要求の提出に遭つた。

越えて二月六日、東京市明治會館に於て沼津支部創立の經過——辛辣な壓迫干渉を社會の輿論に訴へん目的を以て乗務員會の臨時大會が開かれた。當日も當局はパスの發行を禁止し、上京阻止を策したが、乗車賃を拂つて上京した各支部員は六百名に及んだと云ふ。東京支部長望月菊三郎氏を司會者として地方各支部長の演説あり、同會顧問辯護士布施辰次氏、會長田中利三郎氏の演説を以て散會。今後の對抗運動は支部

長會議に一任する事に決定された。

翌二月七日、元田鐵道大臣は鐵道公報號外を以て急遽訓示を發した。

國運進展に伴ひ國有鐵道の使命愈々重く諸子が益々協力奉公の精神を以て國家隆昌に貢獻せんことを期待して時勢の推移人心の歸嚮を察し常に率先待遇施設を改善する事に務め去年國有鐵道現業委員會を創設して第一回委員會を開き諸子の福利増進の爲め種々建議し既に共濟制度の改善等を實施するに至れり(中略)若夫れ鐵道從業員たる責務を怠り如上の意を體せずして服務規律に違反するが如き事あらんか余は適當の措置を執るの止むを得ざるべし諸子各其本分に於て益々勵精せられん事を望む

八日、沼津支部の幹部四名突如轉勤を命ぜられ、又同日、飯田町機關庫の支部長相島庫吉氏は乗務員と關係なき東京鐵道局庶務課に轉勤を命ぜられた。

十日、田端機關庫在勤同支部長小暮三四郎氏外十餘名の解雇若くは轉勤の内命が傳へられた。其夜淀橋同會本部事務所に急遽支部長會議を招集して凝議し當局に詰問するに決した。

當局との問答結局要領を得べくもなく、徒らに憤懣焦慮をつのらすのみに終つたが、同時に讖首の噂は益々乗務員會を脅か

し、既に沼津、輕井澤、高崎、小山、宇都宮、桐生等の各支部其實質を失ひ、品川、東京、田端、上野、飯田町、錦糸堀等も漸次影が薄らぎ行き、最も強硬なりと稱せられて居た大宮機關庫支部は十五日支部總會を開いて、其存否を議したが、

東京本部の基礎は既に二三幹部の買收問題の起りし爲め潰滅止むを得ざる可く、此際寧ろ一先づ解散するに若かず

との議出で、少壯派は維持を主張して抗爭せしが遂に議は解散と決し、茲に同會は最後の根據を失つた譯であつた。

『労働運動』(第五號)は云ふ、

斯くの如き強壓の半面に於て、當局は頻りに温情政策を施すのだ。十六日には、精勤者の表彰が行はれ、終つて、新富座に慰安觀劇會が催された。又、公傷退職者に對する終身年金制度なるものも設けた。(中略)鐵道省が、乗務員會に壓迫を加へるに當つての理由のすべては、既に現業委員會の組織があつて從業員の意志を代表しつゝある故に重ねて團體を組織する必要を認めないと云ふのだつた。：唯、これだけの理由の爲めに、當局自らあの焦り方をするとはいふに矛盾である(下略)

2 大阪機械労働組合の

創立

大正九年の友愛會大會は同盟所屬各支部の組織を漸次産業別或は職業別に改造する事を決議し、事實前年來同會所屬の職業別乃至産業別組合の徐々の出現を見るに到つた。東京に於ける電機及機械鐵工組合、紡織労働組合、洋服技工組合の如き其一例である。

從來大阪に於ける機械工は大阪聯合會の各支部に分屬して居たのであるが、二月中旬頃以來協議を重ね

- 一、機械工業に従事する一般労働者を以て組織する事
- 二、大阪機械労働組合と稱すること
- 三、最初より日本労働總同盟に加盟する事
- 四、労働者のみを以て組織する事

等を決し、事務所を北區今開町五六四に設立し、創立を怠いだが、其後頻發する爭議の援助に忙殺され、漸く六月十一日、藤永田造船所の爭議の裡に九條市民殿に發會式を擧げた。西尾末廣氏を組合長とし、塚本重藏氏を總務、長田孝三氏を會計、平井美

人、野田律太氏を宣傳の各理事とし、松山幸太郎氏を内務理事とす。汽車會社、住友製鋼所、大阪鐵工所、其他機械鐵工所十箇所に亘り約三千餘の組合員を擁し、關西に於ける労働組合界の中心勢力の一を形成するに到つた。

左に其組合の綱領、主張及び規則を掲げる。

我等は相愛扶助の精神の下に一致協力し着實なる方法を以て、我等の地位の改善を圖らんと事を期す

綱領

主張

- 一、八時間労働制に依る生活賃銀の確立
- 二、夜業禁止及日曜日休業
- 三、労働保險制度の確立
- 四、社會條件の更改

規則

第一章 總則

- 第一條 本組合を大阪機械労働組合と稱す
 - 第二條 本組合は日本労働總同盟に加盟す
 - 第三條 本組合は大阪府管内に於ける機械工業に従事する労働者を以て組織す
 - 第四條 本組合は本部を大阪市内に支部を府内各所に置く
- #### 第二章 目的及事業

第五條 本組合は本組合の綱領に基き本組合の主張の實現を圖るを以て目的とす

第六條 本組合は前條の目的を達せんが爲めに左の事業を行ふ

教育、共濟、職業紹介、法律顧問、労働爭議の解決

第三章 入會及退會

第七條 本組合員たらんとする者は規定の様式に従ひ入會金及一ヶ月分以上の組合費を添へ最寄支部に申込むべし

第八條 本組合員にして退會せんとする時は其理由を明記し組合員章及組合徽章を添へ所屬支部に届け出づべし

第四章 組合員の權利義務

第九條 本組合員は規定の組合費を前納するの義務を有す

第十條 本組合員は本組合の規則及決議を尊重し是を遵守するの義務を有す

第十一條 本組合員は本組合役員たるの權利及義務を有す

第十二條 本組合員は第六條に規定する諸事業の特典に預るの權利を有す

第十三條 本組合員にして本組合の規則及決議に違反し若しくは本組合の譽を汚損したる者は所屬支部の決議に依り除名又は退會を命ず

第五章 機關

第十四條 本組合本部の會議を左の三種とす

- 一、總會
- 二、協議會
- 三、委員會

第十五條 總會は委員及各支部選出の代議員を以て組織し毎年春秋二回組合長之を招集し本組合員の重要事項を協議決定す

但し委員會及代議員二分の一以上の請求ありたる時組合長は臨時總會を招集する事を得

第十六條 協議會は委員及各支部選出の協議員を以て組織し本組合の緊急事項を協議するものとし其の召集は必要に應じ組合長之をなす

第十七條 委員會は委員を以て組織し總會及協議會の決議に基き本會合の事務を執行す

第十八條 本會合は本部に左の役員を置く
組合長一名、委員若干名、代議員若干名、協議員若干名、會計一名、會計検査員若干名

第十九條 組合長は總會に於て組合員中より選舉し本組合員を代表し全般の事務を總理し其の責に任ず

第二十條 委員は總會に於て組合員中より選舉し組合長を補佐し本部の事務を分擔す

第二十一條 會計係は委員中より互選し本部會計を掌るものとする

第二十二條 會計検査員は總會に於て代議員中より選出し本部會計を監督審査するものとする

選出する事を得

第二十四條 協議員は各支部に於て代議員四名迄の支部より一名、五名以上の支部より二名を代議員中より互選す

第二十五條 本組合役員任期は總て一ヶ年とし再選を妨げず

第六章 會計

第二十六條 本組合の經費は本組合員の釀出に依る

第二十七條 本組合の會費を一ヶ月金參拾錢とし入會金を貳拾錢とす

第二十八條 本組合の會計は春秋二回の總會に於て其の期間の決算を發表し總會の承認を経る事を要す

第二十九條 既納の入會金及組合費は一切之を返還せず

第七章 附則

第三十條 本組合に顧問及相談役を置く事を得

第三十一條 本組合支部の規約は本規則に反せざる範圍に於て定め委員會の承認を受くべきものとする

第三十二條 本規則に關する施行細則は別に之れを定む

第三十三條 本規則は總會に於て出席代議員五分の三以上の賛成者あるにあらざれば變更する事を得ず

3 日本労働聯盟の成立

八月、小石川労働會の一部、工友會、芝浦技友會、日本労働協會等合同して日本労働聯盟を形成す。當時工友會及び小石川労働會各約五百、日本労働協會約三百、之れに芝浦技友會を合して約千三四百の會員を擁して居た。成立の動機は小石川労働會が青年改造聯盟と提携し普選運動に専らなるに嫌らざりし、同會副會長安達和氏等が之と分離して經濟的活動に出でんとしたるに因る。而して工友會は此聯盟の成立と同時に労働組合同盟會を脱退し、専ら協力して官業労働者の團結を劃策した。十月に入り小石川砲兵工廠の労働者の來り投ずるもの多く、約一萬二千の會員を算するに到つた。其後多少の動搖あり、殊に小銃製造所も南部少將の切崩しは二三支部の潰滅に成功したと傳へらる。十二月に入り軍縮失業反對に努力する處があつた

此聯盟は官業労働者を以て組織さるゝが故に、他の労働團體との提携策應に困難であり、労働組合界に於て從來小石川労働會、芝浦技友會の蒙り來りし疑惑を傳承し

來れる觀がないではない。然し乍ら東京砲兵工廠に對しては恐らく一大脅威なるべく同聯盟が眞に起つならば恐らく東京の如何なる組合よりも大罷工を惹起する可能性を有すると見るべし。

綱領

- 一、吾等は人類共存の大義に基き相互扶助の實現を期す
- 一、吾等は團結の力に依り人格の向上と生活の保障を期す

規約

第一章 總則

- 第一條 本聯盟を日本労働聯盟と稱す
- 第二條 本聯盟の本部を東京に置き各聯合會及び支部を各地に設置す
- 第三條 本聯盟は本聯盟綱領を遂行するを以て目的とす
- 第二章 組織
- 第四條 本聯盟は日本領土に在る労働者を以て組織す
- 第五條 本聯盟内部を左の如く大別す
 - 一、官業部
 - 二、民業部
- 第六條 各部門を産業別組合に區別す
- 第三章 機關(省略)
- 第四章 維持
- 第十一條 本聯盟維持費は別ちて左の二種とす

労働組合

す

- 一、會費(一ヶ月金十錢)
- 二、寄附金

第二章 附則

第十二條 本聯盟は別に細則を定む

4 關東労働同盟會の成立

七月友愛會東京聯合會大會の紛擾よりして、棚橋同聯合會主事の辭任を見たが、その後

東京鐵工組合、東京電機及機械鐵工組合、東京洋服技工組合、荏原労働組合、赤羽労働聯合會、黒色労働組合

等相次いで脱退し、東京聯合會は事實上自然消滅の状態に陥つた。

爾來各組合は孤立割據の有様となり、東京聯合會の統制を消滅したる後獨立獨歩の困難なるものは漸次衰運に向ふかに觀えた、假令それは一時であつたにしても個々の組合として相當試練に堪へねばならぬ時期に遭ひ、右傾せんとするものは次第に右傾して行つたが、同時に急進的なるものは漸次左傾して行つた斯くて東京聯合會の統制を離れると同時に、此年春以來屢々企てられて居た東京に於ける機械鐵工の大合同の計畫が新たにせられて來た、それは主として友愛會系の東

京鐵工組合、東京電機及機械鐵工組合と、日本機械技工組合とを中心とする合同計畫であつた。事實以上の三組合が東京に於ける機械鐵工の労働組合の主たるものである。然し乍ら此合同計畫も屢々成らんとしでは蹉跌したが、各組合の内部組織の相違殊に友愛會の總同盟組織から起る相違が合同不成立の原因をなして居た。

然るに友愛會系の範圍内に於ては、斯くの如き現狀に放置することは、聯絡上甚だ不便にして總同盟としての活動を遲緩ならしむる虞あるを以て、何等かの型の聯合會的團體を形成するの要あり、茲に於て十二月に入り舊東京聯合會に近縣の加盟團體を加へ、關東労働同盟會を成立せしむるに到つたのである。

斯くして十二月十三日東京市芝區三田の總同盟本部に會合したのは、

東京鐵工組合、東京電機及機械鐵工組合、東京洋服技工組合、荏原労働組合、赤羽労働聯合會、黒色労働組合(以上東京聯合會を脱退したるもの)紡織労働組合、大日本ゴム労働組合、東京ゴム技工組合、砂村労働組合、東

京車輛組合、東京造船工組合、東京家具職工組合、日暮里労働聯合會、千住支部、城北支部（以上東京聯合會に残留せるもの）神奈川縣鶴見鐵工組合、横濱造船工組合、千葉縣野田支部（以上新に加盟したるもの）

十六組合、三支部である。即ち東京府及び神奈川其他の近縣下に於ける、日本労働總同盟加入の組合及び支部は當然之に加盟すべきものとし、其聯絡及び統一を目的としたものである。

立法機關として代議員會を置き代議員の選出左の如し

- 1、組合代表 一名
- 2、組合員代表 組合員五十名に付各一名
- 3、支部代表 一名
- 4、關東労働同盟書記 一名

代議員會は毎月一回定期會を開き、必要に應じ臨時會を開く。執行機關としては書記一名を置くのみ、この點舊東京聯合會と相違せるものなり。本部を日本労働總同盟本部内に置き、會費は組合員一名に就き金三錢なり。以上は十二月十三日の議定に依るものである。

5 芝浦労働組合の成立

從來芝浦製作所内に介在して居た東京電機及機械鐵工組合芝浦支部、芝浦技友會、

立憲労働義會袖ヶ浦支部、共隆會芝浦支部の四團體が解散し、十一月中旬芝浦労働組合として合同した。其外觀に於て一種の縦斷的組合であるが、其動機は勞資協調を主義とした所謂縦斷組合を形成せんとしたのではなく、一工場一組合、即ち一工場を以て一労働組合の單位とせんとする傾向の表現と見るべきであらう。同組合の組織を其會則に就て見るに、

會則第二章 組合員及組織機關

- 一、本組合員は芝浦製作所に現職する日給従業者たることを要す
- 二、本組合の組織は一工場を一分區と定め分區は自治制なるものとす
- 三、但し二以上合同し一分區となすことを得
- 四、本組合は左の委員會を置く
- 五、中央委員會
- 六、但し中央委員は一分區より二名を選出するものとす
- 七、任期六ヶ月再選を妨げず
- 八、中央常置委員會
- 九、但し常置委員は中央委員の互選とし、會計、通信、庶務、用當番の總數約八名を以て組織し中央委員會の決定事項を執行するの義務を有するものとす
- 十、任期六ヶ月再選を妨げず

ハ、分區委員會
但し分區員の互選とし任期其他分區の任意とす

六、中央委員會が必要と認めたる場合又は分區組合員三分の一以上必要と認めたる場合分區總會を招集することを得

七、組合員總會は毎月一回開くものとす
但し中央委員會必要と認めたる時又は組合員三分の一以上必要と認めたる時總會を開く事を得

八、中央委員會は常置委員必要と認めたる時又は中央委員三分の二以上必要と認めたる場合招集することを得

とある。此組合の前途は可成りな難局を打開して進まなければならぬと見られて居る。『なにしろ種々な主義主張を有つた各團體が、或る動機から合體を遂げたのだから、先づ組合内の意見の不一致といふ煩ひに悩まなければならぬまい、労働階級の利害關係は同一であるべきなんだが、鮭の安賣をやる共隆會と急進的な鐵工組合との提携は随分困難』であらうと同會員の一人は論じて居る。（労働運動第一號）
更に「労働運動」第一號はこれ等の傾向を批判して次の如く論じて居る。

最近、日本の労働組合運動の上に著しく相反せる如き、二つの傾向が現はれて来た。即ち一つは、多数をたよらぬ少数闘士のみ野武士的結合であり、他の一つは、縦断組合續出の傾向である。

日本の組合運動は、その第一歩からして横断的だつた。信友會も、大阪鐵工組合もさうだが、殊に友愛會は、あらゆる職業に亘る全國的な組合として發達した。故に英國のそれの如く、協調から闘争への思想變化に伴つて、縦断から横断への組織變を遂げたのではなく、闘争の精神は、總べて横断組合の裡で育つて行つたのだ。

そして縦断組合は此の最初の労働者の自覺——階級闘争の高調——に應戦すべく資本家によつて設けられ、政府と御用學者によつて唱へられたものだ。

所が今日再び起りつゝある縦断組合は、高級役員を主腦とする純御用組合ではない。それは戦闘團結であり、少くとも労働者自身によつて創らるゝ、自發的な組合だ。その會員の多数は、猶昔のまゝの縦断組合氣質の所有者ではあるが、しかし主動的人物は、闘争的横断組合の洗禮を受けた、階級戦の血に燃ゆる労働青年なのだ。

即ちこれは、今日續出する縦断組合の多くが、戦闘的横断組合の一分化である事を物語つてゐる。

しかし乍ら、資本家階級との戦ひに於て、労働組合は當然、横断的に結ばねばならぬ以

上、今日の縦断組合運動者は餘程困難な立場に立つてゐる。

勿論、この人達も縦断組合の是を叫んではゐない。否むしろ自律ある、よりよき横断組合を創る出發點たらしめたいささへ云つてゐる。それはいい運動だ。

殊に此の主動者の心中には、過去の經驗から、大組合の幹部の横暴と無能、その劃一主義の弊害等に對する反逆が満ちてゐる。それはいい傾向だ。(中略)

僕の、この縦断組合運動の見方に對して、或人は、「あまりにいい方面のみを見過ぎてゐる、實際はもつと醜惡なんだ」といふ。或はさうだらう。が僕はこの立場からの運動として見た時にのみ、こんどの縦断組合運動に意義があるのだといひたい。